

ごかのお知らせ

No.563

役場の代表電話は ☎(84)1111 です

い おしらせ

8月は児童扶養手当の 現況届提出月です

児童扶養手当とは、父母の離婚や死亡などにより、ひとり親となった家庭の生活の安定と自立の促進を目的として、手当が支給される制度です。

手当を受給するためには、要件があります。

現在、児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月末までに現況届を提出することになっています。現況届の提出をしないと、8月以降の手当が受けられませんが、(イ)注意ください。

お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)

医療機関で行う乳がん・子宮頸がん検診の追加受付について

令和5年3月末までに医療機関で行う乳がん・子宮頸がん検診の定員に、若干の空きがあるため追加募集を行います。

受診を希望される方は申込期間内にお申し込みください。なお、定員に達した場合は、申込期間内であっても受付終了となります。

	乳がん検診	子宮頸がん検診
対象者	30歳以上の女性	20歳以上の女性
検査方法	超音波検査またはマンモグラフィ検査	子宮頸部の細胞診
検査料 (自己負担金額)	30～69歳：2,000円	20～69歳：2,000円
	70歳以上：1,000円	70歳以上：1,000円

医療機関

- ・茨城西南医療センター病院
- ・友愛記念病院
- ・古河赤十字病院

※生活保護を受けている方は、いずれの検診も無料となります。

追加申込期間

8月31日(水)～9月2日(金)
午前9時～午後5時
電話または健康福祉課⑤番窓口へお申し込みください。

注意事項

- ・しこり等の自覚症状のある方は検診を待たずに、早めに医療機関で受診してください。
- ・乳がん検診は、豊胸手術を受けている方や妊娠・授乳中の方は、検診を受けることができません。

また、ペースメーカー等を装着されている方は、申し込み時に必ず申し出てください。

- ・検診当日、五霞町に住民登録がない方は受診できません。
- ・予約が取れた場合、医療機関から受診者本人へ検診日等の案内があります。
- ・自己負担金は、医療機関へお支払いください。

※町発行の受診券なしで受診できます。

お申し込み・お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室
☎(84)0006 (直通)

すくすく相談の日程が 変更になります

保健センターで行っているすくすく相談の8月の日程が変更になります。

変更前

8月26日(金)

変更後

8月31日(水)

※すくすく相談は予約制です。ことばや発達の相談をご希望の場合、健康支援室までご連絡ください。

お申し込み

健康福祉課 健康支援室
☎(84)0006 (直通)

子育て世帯生活支援特別 給付金(ひとり親世帯以外)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯(ひとり親世帯以外)に対し、生活の支援を行うために給付金を支給します。

支給対象者

次のどちらにも当てはまる方が対象となります。

- ・令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当を受給されている障害児は20歳未満)を養育する父母等

(令和5年2月末までに生まれた新生児を含む)

令和4年度住民税(均等割)が非課税の方、または新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し令和4年1月1日以降の収入が住民税非課税相当となった方

支給額

児童一人あたり一律5万円

申請について

申請不要の方

令和4年4月分の児童手当を受給して支給対象者にあてはまる方には、既に支給済みですので、児童手当の振込口座をご確認ください。

申請が必要となる方

児童手当を受給して収入が非課税相当となった方や、高校生のみを養育して支給対象者にあてはまる方については、状況を伺い、必要書類等をご案内しますので、窓口または電話でお問い合わせください。

お申し込み

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)